

平成 31 年 2 月 8 日（金）午後 2 時

大阪広域水道企業団
経営管理部 企画課
電話 06-6944-8023（直通）
議会事務局
電話 06-6944-6045（直通）

平成 31 年第 1 回大阪広域水道企業団議会 2 月定例会
及び 2 月議員全員協議会の開催について

平成 31 年第 1 回大阪広域水道企業団議会 2 月定例会及び 2 月議員全員協議会を
下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

記

1. 日 時

平成 31 年 2 月 15 日（金）

- （1）2 月議員全員協議会 12 時 30 分から
- （2）2 月定例会 13 時から

2. 会 場

シティプラザ大阪 2 階 燦（さん）の間
大阪府中央区本町橋 2 番 31 号

3. 議 題

- （1）2 月議員全員協議会
 - 議事日程等
- （2）2 月定例会
 - 付議事件
企業長提出議案（議案 11 件《別紙「提出予定議案等」参照》）
 - 諸般の報告
監査委員報告 2 件《別紙「提出予定議案等」参照》

4. 傍聴の取扱いについて

- 傍聴席は一般席と報道関係者席に分かれます。
- 一般席の傍聴の定員は 30 人です。
- 会議当日、会場前で、12 時から先着順で受付を行います。

5. 取材に関する留意事項

- 取材を希望される方は、必ず受付を済ませてください。
- 受付は、会場前で、12 時から開始します。
- 記者及びカメラマンは、必ず自社腕章又は関西写真記者協会統一腕章を見えやすいところに着用してください。腕章の着用がない場合、取材いただけないことがございますので、ご注意ください。
- 取材時は、企業団職員の指示、誘導に従ってください。

大阪広域水道企業団議会 2 月定例会 提出予定議案等

○議案

番号	名 称	概 要
第 1 号議案	大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件	<p>○泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町（以下「6 団体」という。）との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>（改正条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪広域水道企業団水道企業条例 ・大阪広域水道企業団職員定数条例 ・大阪広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 ・大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例 ・大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・大阪広域水道企業団情報公開条例 ・大阪広域水道企業団個人情報保護条例 ・大阪広域水道企業団行政手續条例 ・大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例 <p>○施行期日 平成31年 4 月 1 日</p>
第 2 号議案	大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例一部改正の件	<p>○6 団体との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>○地方公務員法の改正により、新たに「会計年度任用職員」に関する規定が設けられることから、同職員に対する休職処分の効果に関する規定を追加する。</p> <p>○施行期日 第 1 条…平成31年 4 月 1 日 第 2 条…平成32年 4 月 1 日</p>
第 3 号議案	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件	<p>○地方公務員法の改正により、新たに「会計年度任用職員」に関する規定が設けられることから、所要の改正を行う。</p> <p>（改正条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 ・人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 <p>○施行期日 平成32年 4 月 1 日</p>
第 4 号議案	大阪広域水道企業団水道用水供給条例一部改正の件	<p>○消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、水道用水供給事業における料金の額を改正する。</p> <p>○施行期日 平成31年10月 1 日</p>

第5号議案	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件	<p>○6団体との水道事業の統合に伴い、各事業における給水の料金等を定めるため所要の改正を行う。</p> <p>○消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、水道事業における料金、メーターの使用料等の額を改正する。</p> <p>○施行期日 第1条…平成31年4月1日 第2条…平成31年10月1日</p>
第6号議案	大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件	<p>○工業用水道事業の料金及びメーターの使用料に係る納期限の起算日を改正する。</p> <p>○消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、工業用水道事業における料金及びメーターの使用料の額を改正する。</p> <p>○施行期日 第1条…平成31年4月1日 第2条…平成31年10月1日</p>
第7号議案	豊能町に係る水道事業に関する事務の委託に関する協議の件	○地方自治法の規定に基づき、豊能町に係る水道事業に関する事務の一部を池田市に委託するため、池田市との協議により規約を定めることについて、議決を求めるもの。
第8号議案	平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	<p>○平成30年度の水道事業会計予算について所要の補正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水供給事業 補正予算額 △65億45百万円 ・市町村域水道事業 補正予算額 6百万円
第9号議案	平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	<p>○平成30年度の工業用水道事業会計予算について所要の補正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補正予算額 △20億58百万円
第10号議案	平成31年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件	<p>○平成31年度の水道事業会計予算を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水供給事業 予算額 683億49百万円 ・市町村域水道事業 予算額 88億96百万円
第11号議案	平成31年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件	<p>○平成31年度の工業用水道事業会計予算を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算額 169億40百万円

○監査委員報告

名 称	概 要
監査の結果に関する報告の提出	○地方自治法の規定に基づき、監査を執行した結果の報告を提出する。
例月現金出納検査の結果に関する報告の提出	○地方自治法の規定に基づき、例月現金出納検査を執行した結果の報告を提出する。